

公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和7年11月19日

公立大学法人奈良県立医科大学
理 事 長 細 井 裕 司

1 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札件名

基礎医学棟4階実習室 中央実験台 購入

(2) 調達物品及び数量

入札説明書及び中央実験台一式（詳細は仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月31日（火）

(4) 納入場所

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 基礎医学棟4階実習室

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格停止の措置を含む。）期間中でないこと。
- (3) 奈良県における物品購入等競争入札参加資格者名簿に、登録業種がE2「理化学・計測機器」に登録されていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」。）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12号第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であって、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 過去2年間に国、地方公共団体または独立行政法人と、仕様書に示した調達物品の種類及び規模が同等以上の契約実績であることを証明できる者であること。
- (8) この公告に示した調達物品及び数量を確実に納入しうる者であること。
また、本学への支援を適切かつ遅滞なく行うための体制を整備できること。

3 入札手続等

(1) 入札説明会の日時及び場所

なし

(2) 入札参加申込書の提出

この調達の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加申込書(様式2)に必要な書類を添えて提出し、2に示す要件を満たしていることについて、確認を受ける必要があります。

申込期間：12月4日(木)午後1時まで(必着)

申込場所：〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 教育支援課 医学科教務係

(3) 入札及び開札の日時・場所

(2)の入札参加申込みを行い、入札参加資格があると認められた者は、入札に参加することができます。入札説明書により、入札書(様式5)を作成してください。

日時：令和7年12月10日(水)午前10時00分から

場所：奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 基礎医学棟5階 小講義室

(4) 入札執行回数

入札執行回数は2回を上限とします。

(5) その他詳細は、入札説明書によります。

4 入札保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第4条に定めるところによります。

ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

5 契約保証金

公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによります。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限範囲内の最低価格をもって入札をした者を落札者とします。

ただし、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度入札（2回目）を行います。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

8 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

9 契約の不締結

落札者決定後、契約締結までの間に、落札者について、次のいずれかに該当する理由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県立医科大学が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他必要事項

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

12 問い合わせ先

〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 教育支援課 医学科教務係 山内

TEL：0744-22-3051（内線）2213

FAX：0744-25-6211

E-Mail：gakuseik@naramed-u.ac.jp